

令和 7 年度 (2025 年度)
鎌倉市地域密着型サービス事業者
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
募集要項

令和 7 年 11 月 28 日

鎌倉市健康福祉部介護保険課

目 次

1 公募の趣旨	2 ページ
2 公募内容	2 ページ
3 応募条件	2 ページ
4 選定要件	3 ページ
5 応募書類等受付期間	3 ページ
6 応募するにあたっての留意事項	4 ページ
7 応募書類	4 ページ
8 応募書類作成における留意事項	5 ページ
9 選定方法	6 ページ
10 禁止事項と欠格事項等	7 ページ
11 応募書類提出後に関する留意事項	8 ページ
12 選定のスケジュール(予定)	8 ページ
13 提出先及び問い合わせ先	9 ページ
(提出書類チェックシート)	10 ページ

1 公募の趣旨

鎌倉市では、第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画(令和6年度～令和8年度)に基づく地域密着型サービスの整備にあたり、サービスの質、透明性及び公平性を確保する観点から、質の高い福祉サービスを継続的に提供する事業者を公募により選定するものです。

2 公募内容

(1) 公募する事業は、次のとおりです。

整備対象事業	整備対象年度	整備数	開設地域の指定
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	令和8年度 (2026年度)	2か所	指定なし

※整備対象年度の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに開設指定分までとします。

3 応募条件

次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 法人格を有し、直近3期分の財務諸表を提出することができること
- (2) 令、条例、基準等を遵守し、必要に応じて鎌倉市と協議の上、整備すること。
- (3) 土地及び建物に抵当権・根抵当権等施設存続の支障となり得る権利の設定がないこと。(本事業実施のための抵当権は除く)
- (4) 設置予定者自らが施設を開設し、運営すること。
- (5) 設置予定者は、介護保険法第78条の二第4項(指定地域密着型サービス事業者の指定)に該当しないこと。
- (6) 設置予定者は、応募書類の受付締切日において、民事再生法等の手続きをしていないこと。
- (7) 融資が必要な場合は銀行から融資の確約を得ていること。
- (8) 合築や併設での整備を行う場合は、関係法令等の順守や、関係機関への相談を行っていること。
- (9) 応募法人等の役員等経営に関与する者に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものが含まれていないこと。
- (10) 法人税、法人市民税、固定資産税の滞納が無いこと。
- (11) 関係法令に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、整備対象年度・期間内において事業を開始できること。
- (12) 前回行われた鎌倉市地域密着型サービス事業者公募にて、選定後に応募者の責めに帰すべき理由により辞退又は失格・取消しを受けていないこと。
- (13) 鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月27日条例第24号)及び同条例施行規則(平成29年1月13日規則第34号)に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定基準を満たし、開所日ま

でに鎌倉市から介護保険法に基づく許可を受けること。

- (14) 市又は包括支援センターから地域ケア会議等の出席依頼があった場合には参加すること。

4 選定要件（審査項目）

運営の理念及び質の高いサービス提供のための方向性が明確である。

- (1) 介護保険施設・介護事業所・医療機関の運営実績がある。
- (2) 整備計画に対する自己資金率が高い。
- (3) 安定した法人経営が見込まれる。
- (4) 介護給付費を受け取るまでに2カ月を要する等開設1年目の運営資金が必要なため、運営資金が確保されている。介護方針が、利用者が安心できる内容となっており、創意工夫が見られる。
- (5) 避難計画策定内容、防火防災計画や災害時の職員体制及び避難時の近隣住民との連携がとれている。
- (6) 法人自らが研修の機会を設け、職員の専門性や対応力の向上に継続して取り組んでいる。
- (7) 高齢者虐待、身体拘束廃止・防止について、基本的な理解と具体的な対策の取組、もしくは方策がある。
- (8) 感染症及び非常災害発生時の業務継続計画(BCP)が具体的かつ明確である。
- (9) 個人情報保護についての考え方が、具体的かつ明確である。
- (10) 医療機関と適切に連携するための取り組みがある。
- (11) 利用者の個人としての尊厳に十分配慮するとともに、質の高いサービスを提供できる。
- (12) 権利擁護についての考え方が、具体的かつ明確である。
- (13) その他応募事業者独自の取り組み等がある

5 応募書類等受付期間

- (1) 事前相談の受付

ア 相談期間：令和7年(2025年)11月28日(金曜日)から12月12日(金曜日)まで

イ 相談場所：鎌倉市健康福祉部介護保険課(鎌倉市役所本庁舎1階6番窓口)

電話番号：0467-61-3950(コールセンター直通)

ウ 相談時間：9時から12時まで及び13時から17時まで

エ 注意事項：

(ア)相談者は、設置予定者であること。

(イ)事前に電話連絡の上、「事前相談票」と案内図をお持ちください。

(ウ)事前相談を行っていない法人は、「応募書類」を提出することができません。

- (2) 応募書類の提出

ア 提出期間：令和7年(2025年)12月15日(金曜日)から12月26日(金曜日)まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)

イ 提出場所：鎌倉市健康福祉部介護保険課(鎌倉市役所本庁舎 1 階 6 番窓口)

電話番号：0467-61-3950(直通)

ウ 提出時間：9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで

エ 提出方法：事前に電話連絡の上、提出場所へ持参してください。

(郵送での提出はできません。)

オ 注意事項：書類の提出にあたり、資料の追加や修正をお願いすることがありますので、日程に余裕をもって御提出ください。

6 応募するにあたっての留意事項

- (1) 建築物等の施工を伴う場合は、都市計画法、建築基準法、住民協定等を所管する関係部局との事前相談により、計画の実現性を応募前に必ず確認してください。
- (2) 土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、鎌倉市は、いかなる損害賠償請求や求償その他一切の責任を負いません。応募にあたっては、関係者等への詳細な説明と、正確な意向確認を行ってください。
- (3) 本公募の選定をもって、神奈川県地域医療介護総合確保基金等、その他補助金の支給決定を行うものではありません。また、神奈川県地域医療介護総合確保基金等を活用される場合は、補助金交付決定後に事業着手することとなります。
- (4) 提出後、応募した地域密着型サービス以外のサービスに転換することはできません。

7 応募書類

番号	様式	提出書類	留意事項
1	様式 1	令和 7 年度(2025 年度)鎌倉市地域密着型サービス事業者定期巡回・随時対応型訪問看護介護応募申請書	
2	様式 2	介護保険事業運営実績一覧表	
3	様式 3	法人の沿革	
4	様式 4	代表者経歴書	
5	様式 5	役員等氏名一覧表	
6	様式 6	誓約書	
		法人代表者の印鑑証明書	
7	様式 7	資金計画書	
9	様式 8	管理者(予定)の経歴書	サービス種別ごとに該当するものを提出すること
10	様式 9	地域密着型サービス事業計画書	サービス種別ごとに該当するものを提出すること
11	様式 10	事業開始までのスケジュール	

12	様式 11	研修計画の概要	年間計画(開設前を含む)
13	様式 12	従業員の雇用計画の概要	
14	様式 13	事業運営方針	
15	様式 14	その他独自の取り組みについて	
16		建物の平面図	
17		開設予定地の周辺地図及び公図	設置予定地を明記すること
18		開設予定地現況写真	設置予定地を(前面道路、隣接建物との関係などがわかるよう)周囲4方向以上から撮影したもの
19		土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証明書)並びに所有権を有する者が別にある場合は、賃貸借契約書の写し	未登記又は未契約の場合は、賃貸借契約の交渉の状況が確認できる書類
20		決算報告書	直近のもの
21		法人の登録事項証明書(履歴事項全部証明書)	応募申請前3か月以内に発行されたもの
22		納税証明書(法人税・法人市民税・固定資産税)	前年度分
23		事業収支計画書	開設予定年度からその翌々年度まで
24		事前相談票	事前相談時のみ提出

※事前相談票以外、様式番号の付されていない書類は、任意書式とします。

※応募書類の提出以降、事業者の都合による応募書類の変更は認められません。

※市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。

8 応募書類作成における留意事項

(1) 必要な応募書類は、「7 応募書類」の一覧のとおりとします。

A4 フラットファイルに綴じ、正本1部、副本1部(正本から設置予定者が特定できる情報(法人名、代表者氏名、施設等)及び個人情報を書いたもの。コピーも可)及び正本データの入ったCDを1枚提出してください。

※事務局で確認後、改めて副本7部の提出をお願いします。

※提出いただいた書類は、目的の範囲内で事務局にてコピーする場合があります。

(2) ファイルの表紙及び背表紙に、法人名及び「地域密着型サービス事業者(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)応募申請書類」と記載してください。また、項目ごとに、書番号と書類名を表記したインデックスを付けてください。

ア 正本と副本の記載内容が異なることのないようにしてください。

イ 提出書類は、通しのページ番号を付け、以下の事項に従ってください。

- (ア) 大きさ、向きは原則 A4 判縦で統一し、左横書きとしてください。既存の文書を添付する場合は、これ以外の書式も可とします。
- (イ) 原則、片面印刷としてください。構成上、一部両面印刷となることは構いません。なお、白紙面はページ数には含めないでください。
- ウ 様式にある枠については、必要に応じて拡張することは可とします。ただし、ページ右上の【様式〇〇】等の様式番号の表示は、変更しないでください。
- エ 文字のスタイル、大きさは、11 ポイント・MSPゴシックを標準としてください。なお、表題のためにこれらを変更することは可とします。
- (3) 複数の事業を合築する場合は、事業ごとに応募書類を作成してください。
- (4) 応募書類提出の際は、応募内容について説明ができる方が来庁してください。
- (5) 提出された書類は、本公募の目的以外に使用しません。
- (6) 応募書類以外の書類の提出を求めることがありますので、御了承ください。
- (7) 応募書類の内容について、金融機関、関係者等に確認する場合があります。

9 選定方法

(1) 一次審査

この要項に定める応募資格を満たす応募事業者から提出された応募書類を基に、一次審査として書類審査を行います。

(2) 二次審査

一次審査を通過した事業者に対して、応募書類を基に、様式 13「事業運営方針」及び様式 14「その他独自の取り組みについて」に沿って、対面方式又はオンライン(Teams 又は Zoom)でヒアリングを行います。

【ヒアリングについて】

ヒアリングは、鎌倉市介護保険運営協議会部会において実施し、介護方針や運営について具体的な提案を行っていただきます。審査は、応募書類及びヒアリングの結果等を総合的に評価した上で行います。

※ヒアリングの日程については、一次審査通過事業者に別途御連絡します。

※ヒアリングは1事業所30分(質疑応答含む)を予定しています。出席者は、法人内の地域密着型サービス部門の責任者、管理者(予定者)を含めて、3名以内とします。

※市が必要と認める場合は、応募事業者の既存運営施設及び計画予定地等の実地調査を実施することがあります。

※審査の結果、選定事業者無しとする場合もあります。

【合築の場合の審査について】

・ 審査は、整備対象事業ごとに行います。複数の整備対象事業を合築する計画で応募いただくことも可能ですが、整備対象事業ごとの審査において、順位が上回る他の法人があった場合は、合築による応募を行った当該法人は選定しません。(下記選定例)

○合築による応募があった場合の選定例

A法人:「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」の合築による応募

B法人:「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」単独の応募

【審査結果】

A法人:定期巡回・随時対応型訪問介護看護2位、看護小規模多機能型居宅介護1位

B法人:定期巡回・随時対応型訪問介護看護1位

⇒この場合、定期巡回・随時対応型訪問介護看護においてB法人を選定し、看護小規模多機能型居宅介護においてA法人は選定しません。これは、合築を前提に作成されたA法人の事業計画を審査し、看護小規模多機能型居宅介護事業者としてA法人を選定することができないためです。

1次審査の結果は応募されたすべての事業者に対して書面にて通知します。2次審査の結果は、鎌倉市ホームページでの公開及び文書により通知します。

※ 選定結果に対する問合せ等には一切応じません。

10 禁止事項と欠格事項等

(1) 無効又は失格

次の各号に該当する場合は、鎌倉市介護保険運営協議会部会の審査前、審査後を問わず、原則として無効又は失格とします。

ア 申出書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

ウ 申出書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

エ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められるとき

オ 建設場所、施設種別の変更があるとき

カ 応募に関する市からの問い合わせに誠実に回答しなかったとき

キ 法人の事業運営に関し法令違反が明らかになったとき

ク 申請者が鎌倉市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に関係がある者であるとき

ケ その他、市民の疑惑や不信を招くような行為をした、又は不適当と市長が認めるとき

(2) 決定の取消

ア 以下の場合において、やむを得ないと認められる特別な理由がある場合を除き、事業候補者の選定を取り消す等、所要の措置を講ずることがあります。

(ア) 整備スケジュール表より6か月以上遅れていること又は事業を開始する見込みがないことが認められる場合

(イ) 応募内容と実際の事業計画が著しく変更された場合若しくは整備計画に重大な不備等のあることが判明した場合

(ウ) 令和9年(2027年)3月末日(令和8年度末)までの開所目途が立たず、整備事業の遅延が認められる場合

(エ) 必要な許認可が取得できない場合、又は、重大な変更を要する場合

(オ) 地権者等との協議が難航し、計画地での整備が困難となった場合

イ 審査の結果、選定された応募者の責めに帰すべき理由により辞退があった場合、又は失格・取消しを受けた場合は次回の応募資格を失うものとします。

ウ選定の結果及び無効、失格または取消について、本市は一切補償しません。

11 応募書類提出後に関する留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって応募条件等の募集内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 本応募に関し必要な費用は、選定結果に関わらず、応募者の負担とします。
- (4) 応募申請書提出後に応募を取り下げる場合は、応募申請取下書(※任意様式)を市に提出してください。
- (5) 選定された応募者は、後日事業指定に係る申請をしていただきますが、応募者の選定を以って事業所指定、開設許可を保証するものではありません。事業所の指定、開設許可に当たっては、別途、事業所指定申請に伴う審査を行い、指定基準を満たさない場合は指定を行いません。
- (6) 応募状況等の問い合わせには一切お答えできません。
- (7) 提出された書類は、設置予定者に不利益にならない範囲で情報公開の請求により開示することがあります。
- (8) 提出された書類は、鎌倉市及び鎌倉市介護保険運営協議会部会において必要な範囲で、複写して使用することがあります。
- (9) 当該公募に対し応募がない場合及び事業者が決定しなかった場合は、再度、公募を行うことがあります。

12 選定のスケジュール(予定)

時期	内容
令和7年11月28日(金)	鎌倉市ホームページへ募集要項を掲載、窓口で配布開始
令和7年11月28日(金) ～令和7年12月12日(金)	事前相談受付期間
令和7年12月15日(月) ～12月26日(金)	応募書類提出期間
令和8年1月上旬	一次審査：応募書類審査(順次)
令和8年1月下旬	二次審査：鎌倉市介護保険運営協議会部会におけるプレゼンテーションに基づく審査
令和8年2月下旬	選定結果通知の発送 ・以降、指定を前提とした事前協議を開始

13 提出先及び問い合わせ先

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市健康福祉部介護保険課(鎌倉市役所本庁舎1階6番窓口) 担当者：高根・仁田原

電話番号：0467-61-3950(直通) メールアドレス：kaigo@city.kamakura.kanagawa.jp

提出書類チェックシート

文書番号	様式	チェック	書類名
1	様式 1	☐	令和 7 年度 (2025 年度) 鎌倉市地域密着型サービス事業者 定期巡回・随時対応型訪問看護介護応募申請書
2	様式 2	☐	介護保険事業運営実績一覧表
3	様式 3	☐	法人の沿革
4	様式 4	☐	開設者(代表者)経歴書
		☐	開設者(代表者)の研修修了証の写し
5	様式 5	☐	役員等氏名一覧表
6	様式 6	☐	誓約書
		☐	法人代表者の印鑑証明書
7	様式 7	☐	資金計画書
8	様式 8	☐	管理者(予定)の経歴書
		☐	管理者の資格証の写し
		☐	管理者の研修修了証の写し
9	様式 9	☐	地域密着型サービス事業計画書
10	様式 10	☐	事業開始までのスケジュール
11	様式 11	☐	研修計画の概要
12	様式 12	☐	従業員の雇用計画の概要
13	様式 13	☐	事業運営方針
14		☐	建物の平面図
15		☐	開設予定地の周辺地図及び公図
16		☐	開設予定地現況写真
17		☐	土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証明書)並びに 所有権を有する者が別にある場合は、賃貸借契約書の写し ※未登記又は未契約の場合は、賃貸借契約の交渉の状況 が確認できる書類
18		☐	決算報告書
19		☐	法人の登記事項証明書(全部事項証明書かつ履歴事項証 明書)
20		☐	納税証明書(法人税・法人市民税・固定資産税)
21		☐	事業収支計画書
22	様式 14	☐	事前相談票(事前相談時のみ提出)